

令和 3 年新潟県糸魚川市における地滑りにより被害を
受けた方々への支援について

令和 3 年 3 月 8 日
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

この度の令和 3 年新潟県糸魚川市における地滑りにより被災されました皆さまに心より
お見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用
市町村（※）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支
援させていただきます。

- ・お届出印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出が
あった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村（3 月 8 日現在）
新潟県：糸魚川市

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/>

【お問合せ】

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部
(03-3518-9353/平日 9:00~17:00) までお問合せください。